

○弘前大学大学院地域社会研究科における学位論文審査方法等に関する申合せ
(平成 16 年 4 月 8 日 研究科委員会決定)

改正 平成 31 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この申合せは、弘前大学大学院地域社会研究科における学位規則の実施に関する細則の論文審査の方法等について定める。

(予備審査)

第 2 条 弘前大学大学院地域社会研究科における学位規則の実施に関する細則（平成 19 年 4 月 1 日制定）（以下、「細則」という。）第 5 条に定める論文の予備審査は、次の各号に掲げるところにより行う。なお、細則第 4 条第 1 項申請者に、論文内容の質疑を中心とした面接を行うものとする。

- (1) 学位論文を執筆するに相応する学識等を有しているか
- (2) 細則別表第 1 及び別表第 2 に定める学位論文の草稿の内容等が、学位申請論文として適合しているか

(審査基準)

第 3 条 論文の審査は、次の各号に掲げる基準により行う。

- (1) テーマ設定の適切性
論文のテーマの設定が適切であり、論文作成の意図及び問題意識が明確であること。
- (2) 理論的貢献
関係研究領域の国内外における学説を踏まえ、かつテーマに合った理論的考察を含み、地域社会発展に寄与する内容であること。
- (3) 論述の適切性
論文の記述（本文、図、表、引用、文献等）が適切であり、首尾一貫した論理構成になっていること。また、事例と分析理論が整合性をもち、それらの表現が読者に対して理解しやすく説得的であること。
- (4) 独創性
論文のテーマ及び内容が、地域社会研究の新たな枠組みを提示する独創性を有すること。
- (5) 資料の適切性
文献、ホームページ情報等の資料の引用が著作権を侵害（剽窃、無断引用等）することなく適切に行われていること。また、参考とする文献や資料とした調査研究対象に関する人権侵害などの研究倫理上の問題に対して細心の注意が払われていること。

(その他)

第 4 条 この申合せに定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この申合せは、平成 17 年 10 月 5 日から施行する。

附 則

この申合せは、平成 24 年 11 月 28 日から施行する。

附 則

この申合せは、平成 26 年 10 月 29 日から施行する。

附 則

この申合せは、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。